

お知らせ(現在実務に従事されている皆様へ)

平成20年度に1回目の介護支援専門員証の更新をし、25年度に2回目の更新に該当する方

介護支援専門員証に、更新制度（5年の有効期間）が設けられ、実務に就いている皆様は、ご承知のこととは思いますが、有効期間満了日を過ぎた場合は、更新の申請ができません。

更新の申請ができなかった場合は、介護支援専門員としての業務ができないこととなりますので、有効期間が満了する前に更新に必要な研修を受講しておくことをお勧めいたします。

更新に必要な研修は2回目以降、過去の更新を実務経験有るか、実務未経験の研修を受講されて更新されたのかで、必要な研修が変わります。

また、直近の更新後（**介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日から遡って過去5年間**）に実務に就いた経験があるかどうかでも変わります。

更新研修の受講は、有効期間満了日から1年以内と決められておりますが、現任されており直近の有効期間内（介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日から遡って過去5年間）に3年以上の経験を有する方は、**平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）に実施される専門研修課程Ⅱを受講しておくことで、平成25年度（平成25年4月～平成26年3月）に更新研修をあらためて受講することなく、有効期間満了1年以内になった時点で、スムーズに更新の手続きを県に申請することができます。**

平成25年度に2回目の更新を予定されている方が多数になることが予想されておりますので、ゆとりを持ち前もって必要な研修を、受講されるようお勧め致します。

平成25年度に、更新時期を迎える方

平成20年度に1回目の介護支援専門員証の更新申請を済ませている

【平成26年1月22日～平成26年3月31日の間に有効期間満了日となる方】

※2回目以降の更新対象者にはご通知いたしませんので、ご注意ください。

見本

介護支援専門員証



登録番号 05012345
氏名 ○○ ○○
生年月日 昭和○○年○○月○○日
住所 秋田県○○

交付年月日 平成○○年○○月○○日
有効期間満了日 平成○○年○○月○○日

上記の者は介護支援専門員であることを証明する。
秋田県知事

問合せ先

〒010-1412 秋田市御所野下堤5丁目1-1

公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団

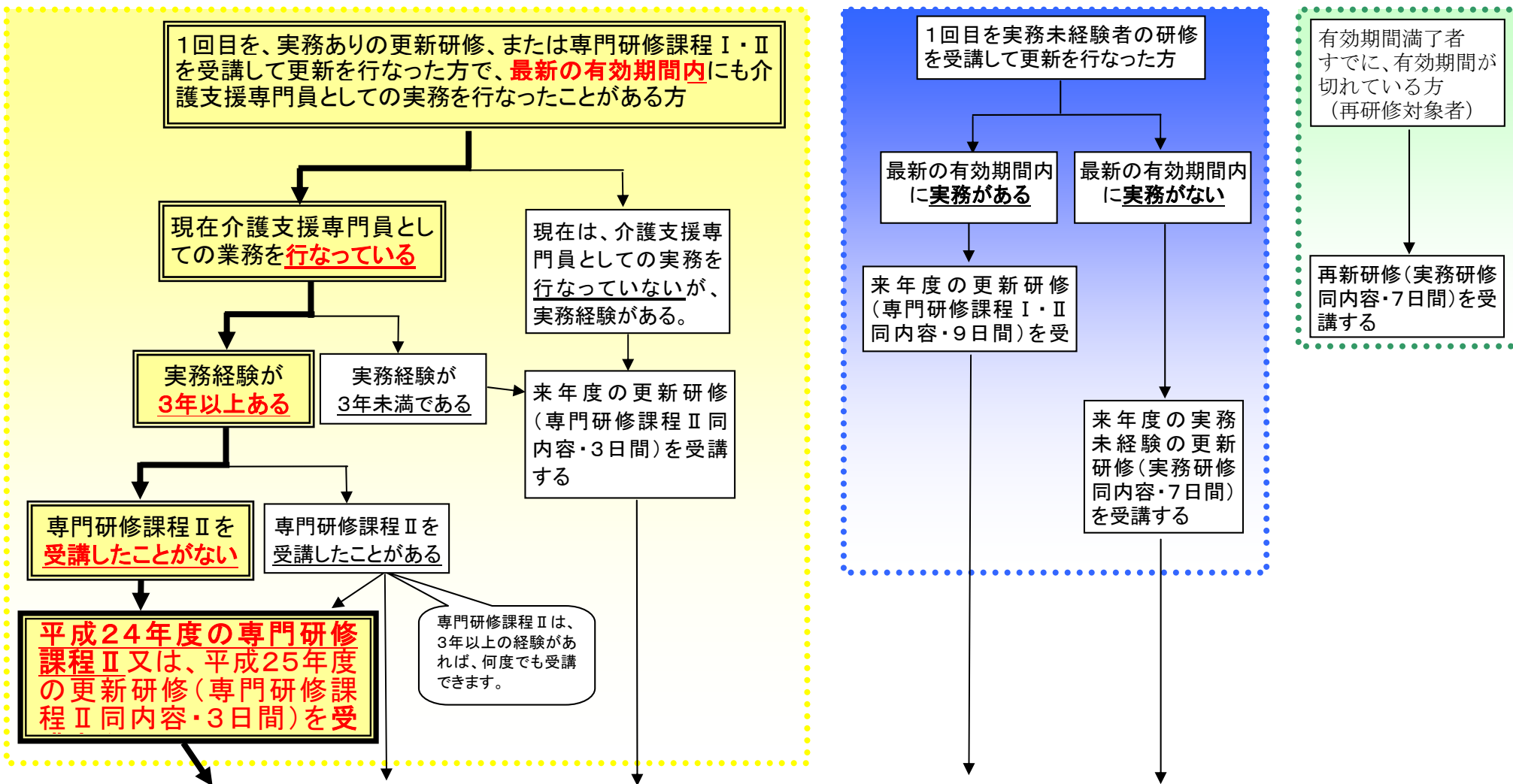
研修相談課 介護支援専門員養成事業担当 山谷・船木

TEL 018-829-3666

FAX 018-829-2770



25年度の更新研修は1回目の更新時と同様に多数の方が受講されることが予想されますので、24年度中に専門研修課程Ⅱを受講されることをおすすめ致します。専門研修課程Ⅱを修了することで、25年度の更新時には更新研修を受講せずに、更新の申請手続きを行うことができます。



皆様が、平成25年度に予定されている2回目の更新の申請がスムーズに行うことができます。

実務経験は、最新の有効期間内のことですので、ご注意下さい。



「最新の有効期間」とは、最新の介護支援専門員証に記載されている有効期間満了日から遡って過去5年間をさします。